

令和5年度 江戸川区

中小企業融資と相談室のご案内

あなたのビジネス応援します。



《目次》

あっせん融資

制度の特色……………2

手続の流れ・10種類の制度……3

融資条件……………4

申請書類……………6

取扱金融機関……………7

新型コロナウイルス感染症 支援策のご案内…8

セーフティネット保証と認定

先端設備等導入計画の認定……9

中小企業相談室のご案内……………10

各種相談窓口一覧……………12

融資・相談のお申込み・問い合わせ

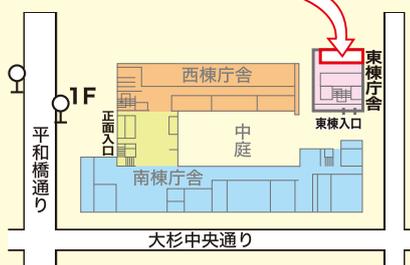
江戸川区役所 中小企業相談室

(産業経済課 経営支援係)

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

TEL: 5662-0538 FAX: 5662-4896

区役所東棟 1階 2番窓口



区のおっせん融資制度（江戸川区中小企業振興事業資金）

江戸川区では、区内中小企業の皆様が資金繰りの安定や設備の更新などに必要な事業資金を低利で利用できる融資制度を設けています。

この融資制度は、江戸川区と融資取扱契約を結んだ金融機関が区のおっせんに基づき、信用保証協会の保証を得て、皆様に融資する制度です。

※区が直接融資するものではありません。

制度の特色

第三者保証人不要、原則として無担保です

おっせん融資は信用保証協会の保証制度を利用します。第三者保証人は不要、原則として無担保です。

利子の一部を助成します

おっせん融資を利用した場合、完済まで区が利子の一部を助成します。
(年2回、1月～6月の返済分を9月に、7月～12月の返済分を翌年3月に助成)

※年2回の申請時に、廃業していた場合や区外転出していた場合など区内事業者としての要件を欠くときは、助成は受けられません。

※一括で繰上償還をした場合は、繰上償還日までの利子が助成の対象となります。

信用保証料の全額を補助します

おっせん融資を利用し、信用保証協会の保証を受けた融資(コロナ借換資金融資を除く)について区が信用保証料の全額を補助します。(金融機関から融資実行の報告を受けた翌々月に補助)

※繰上償還により信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、返戻分を区へ返還していただきます。
(コロナ借換資金融資による繰上償還の場合は返還を求めません)

※信用保証料の返戻金に未納分のある場合は、利子補給及び信用保証料の補助は受けられません。

資金目的に合わせて10種類の制度があります

一般的な運転資金、設備資金融資のほか、創業、経営向上など目的に合わせて10種類の制度が用意されています。

※資金の用途は直接の事業活動のために必要な資金に限ります。借入金の返済を目的とした資金(一部制度除く)や、生活資金、納税資金、住宅資金等は対象となりません。また、支払済みの費用は対象となりません。

※設備資金は原則として区内の設備に係るものに限ります。

「コロナ借換資金融資」を延長しました (P8)

新型コロナウイルス感染拡大の影響からの回復が遅れ、業績が悪化している事業者を対象にウイルス緊急対策融資などの借換制度を新設し、負担軽減のため、金利の一部を補助します。

(受付期間：令和4年4月1日～令和6年3月29日)

「コロナ回復リスケジュール支援制度」を延長しました (P8)

ウイルス緊急対策融資の返済条件の変更(リスケジュール)をした場合、信用保証料追加負担分と利子の増額分の一部を助成します。(受付期間：令和6年3月29日まで延長)

信用保証協会の信用保証とは

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、保証人となって企業の信用力を補完し借り入れを容易にすることにより、事業の健全な発展を支援する公的機関です。

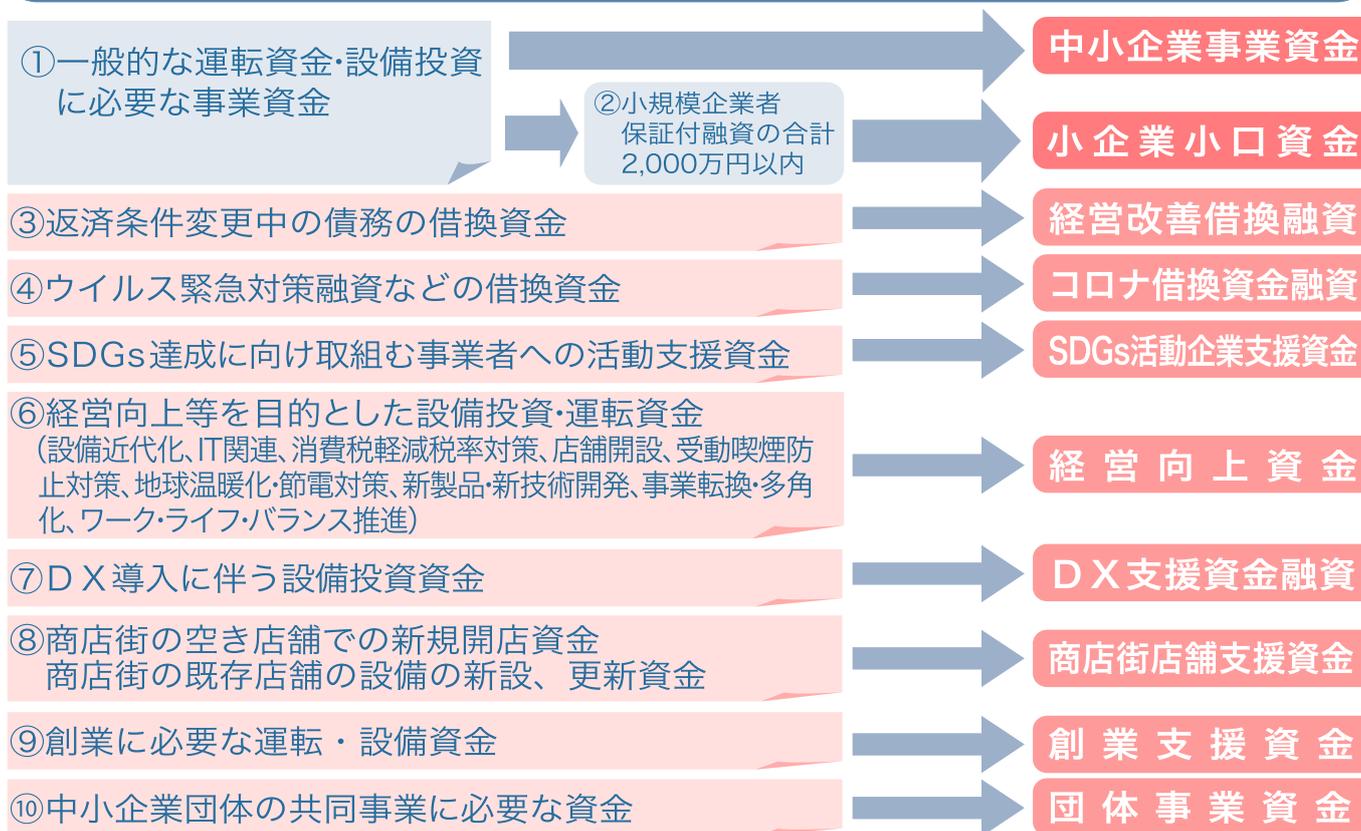
個々の保証に際しては、申込企業者の①人的信用、②資金の用途・金額の妥当性、③返済能力等を総合的に判断して保証の諾否や保証金額を決定します。

融資の申込みから利子補給まで



- 「あっせん紹介」後、金融機関及び信用保証協会にて審査が行われます。審査の結果、融資のご希望に添えない場合もあります。
- 申込みから融資実行まで1ヶ月程度を要します。また、初めての申込みや創業、経営向上などのパワーアップ融資についてはさらに時間を要します。余裕をもってお申込みください。

目的に合わせて10種類の制度



中小企業者の基準

中小企業者

業種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

小規模企業者

業種	従業員数
製造業等 ※1	20人以下
卸売業・小売業・サービス業 ※2	5人以下

※1 ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含みます。

※2 サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については、従業員数20人以下の事業者が対象となります。

- 中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項各号に規定する個人及び法人をいいます。
- 小規模企業者とは、同法第2条第3項各号(第7号を除く)に規定する個人及び法人をいいます。
- 個人の場合は従業員数が、法人の場合は資本金又は従業員数のいずれかが上記の基準に該当していること。NPO法人の場合は、従業員数が中小企業者の基準に該当していること。
- 一部の業種(政令特例業種)については、従業員数の制限が上記の基準と異なります。

融 資 名

融 資 対 象 者 ・ 条 件 等

一
般
融
資

中 小 企 業 事 業 資 金 融 資

区

次の要件の全てに該当すること。

- (1) 法人の場合：江戸川区内に1年以上本店を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、区内に本店を移して1年未満でも、区外の期間を含めて通算営業期間が1年以上であれば融資の対象とします。
- 個人の場合：江戸川区内に1年以上住所を有し、区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、区内に住所がなくても、区内のみに事業所があり、3年以上同一事業を営んでいる場合は融資の対象とします。
- (2) 法人は法人税・法人都民税又は法人市町村民税を、個人は所得税・特別区民税又は市町村民税を完納していること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可等を受けていること。※4
- (5) 中小企業者※5であること。

小 企 業 小 口 資 金 融 資

区 小 口

区の(1)~(4)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (5) 小規模企業者※5であること。
- (6) 既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内となること。

借
換
融
資

経 営 改 善 借 換 融 資

区 改 善

区の(1)~(5)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 条件変更中の信用保証協会付き融資案件があること。
- (7) 経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法による)の承認を受けていること。

コ ロ ナ 借 換 資 金 融 資

コ ロ ナ 借 換

区の(1)~(5)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 直近6ヶ月又は1年間の営業利益等が新型コロナウイルス感染症以前の期と比べて20%以上減少していること。
- (7) 認定支援機関の支援を受け、「経営改善計画」を策定していること。

SDGs 活動企業 支 援 融 資

SDGs

区の(1)~(5)の要件を満たし、『SDGs活動企業』として次の要件を区が確認した中小企業者。

- (6) SDGsの達成に向けた活動を宣言すること。(2030年に向けた経営方針の宣言)
- (7) SDGsのターゲットを「社会」、「環境」、「ガバナンス」、「地域」の4分野で整理した27項目の基準のうち、4つの必須項目を含めた16項目以上に該当し、認定支援機関の確認を受ける事

パ
ワ
ー
ア
ッ
プ
融
資

経 営 向 上 資 金 融 資

区 向 上

区の(1)~(5)の要件のほか、次の要件に該当すること。

- (6) 経営の向上、改善又は社会的課題への取組を目的とする以下の設備・運転資金であること。
 - ① 製造等設備近代化(製造用などの機械設備の新設・更新、工場建築・取得、耐震改修)
 - ② 情報技術関連設備等(情報システム導入、ネット店舗の開設、消費税軽減税率対策、キャッシュレス化対応)
 - ③ 店舗開設・改装(小売業・飲食業・サービス業等の区内店舗の新設、改装、バリアフリー化、受動喫煙防止対策)
 - ④ 地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策(業務用の低公害・低燃費車等、節電・省エネルギー設備、自主電源設備等の地球温暖化対策推進設備の導入、環境関連法令への対応・アスベスト対策の経費)
 - ⑤ 新製品・新技術開発(新規の設備投資等を要する新製品・新技術の開発と販売開始以前に要する費用)
 - ⑥ 事業転換・多角化(新事業(現状と別の事業又は原料、生産方法、販路などが異なるもの)の立ち上げに要する費用)
 - ⑦ ワーク・ライフ・バランス推進設備等導入(事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境並びに男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用及び受動喫煙防止対策のための設備の導入費用)

D X 支 援 資 金 融 資

区 D X

区の(1)~(5)の要件のほか、次の要件の全てに該当すること。

- (6) 江戸川区のDX支援事業の対象事業者であること。
- (7) DXへの取組を目的とする設備・運転資金であること。

商 店 街 店 舗 支 援 資 金 融 資

区 店 舗

次の【新規出店】、【設備更新】のいずれかに該当すること。

【新規出店】
区内商店街等での
新規開店に必要な
運転・設備資金

- 区の(2)~(5)の要件に該当するほか、次の要件の全てに該当すること。
- (6) 区内の空き店舗を賃借して、小売・飲食・サービス等の店舗を営む予定であること。
 - (7) 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
 - (8) 賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会又は商店街振興組合に加入すること。

【設備更新】
区内商店街等の
既存店舗の設備
の新設、更新に
必要な設備資金

- 区の(1)~(5)の要件に該当するほか、次の要件の全てに該当すること。
- (6) 区内で小売・飲食・サービス等の店舗を営んでいること。
 - (7) 店舗が所在する商店会又は商店街振興組合に引き続き1年以上加入していること。

創 業 支 援 資 金 融 資

区 創 業

次の創業A、B、Cのいずれかに該当し、かつ、区の(2)~(5)の要件に該当すること。

創業A
(創業予定の個人)

- (6) 事業を営んでいない個人であること。
- (7) 新たに個人で又は新たに法人を設立して江戸川区内で創業しようとする具体的な計画を有すること。

創業B
(創業後3年未満の
個人・法人)

- (6) 事業を営んでいない個人が、個人又は法人で創業し、創業した日から3年未満であること。
- (7) 法人は江戸川区内に本店及び事業所を、個人は江戸川区内に事業所を有していること。
- (8) 創業した日から引き続き同一事業を営んでおり、創業時から代表者に変更がないこと。

創業C
(分社化後3年未満
の子会社)

- (6) 分社化により設立された法人であって、設立された日から3年未満であること。
- (7) 江戸川区内に本店及び事業所を有していること。
- (8) 設立された日から引き続き同一事業を営んでいること。

条件

融資限度額 ※1	償還期間 ※2	年 利率	利子補給 ※3	本人実質負担	信用保証料補助 ※3	備 考
運転 2,500万円 設備 5,000万円 併用の場合 5,000万円迄 限度額は 区小口 との合算による	6 年以内 据置6ヶ月以内 8 年以内 据置6ヶ月以内	2.0 % 以内 返済期間 1年未満 1.7%以内	0.5 % 以内 0.2% 以内			全額補助
運転 2,000万円 設備 ※(6)の金額内 既存債務額 + 既存債務額の20% (5,000万円迄) 既存債務額 + 既存債務額の20% (2,600万円迄)	6 年以内 据置6ヶ月以内 8 年以内 据置6ヶ月以内 15 年以内 据置1年以内	返済期間 8 年超 2.3 % 以内 0.8 % 以内 返済期間 8 年以内 2.0 % 以内 0.5 % 以内	1.5 % 約定利率の1/2 最大1.0%	1.5 % 所定金利から 利子補給分を 引いた金利		
運転 2,500万円 設備	8 年以内 据置1年以内					
運転 8,000万円 設備	9 年以内 据置1年以内					
運転 5,000万円 設備	8 年以内 据置1年以内					
【新規出店の場合】 運転 2,500万円 設備	9 年以内 据置1年以内	2.0 % 以内	1.5 % 以内	0.5 %		全額補助
【設備更新の場合】 設備 2,500万円	9 年以内 据置1年以内					
創業Aの場合 運転 2,000万円 (必要資金の2/3以内) 設備	7 年以内 据置1年以内					
創業B、創業Cの場合 運転 2,000万円 設備	7 年以内 据置1年以内					

各制度共通事項 (※)

- ※1 設備資金：原則として区内のものに限る。
- ※2 償還期間：据置期間経過後元金均等月賦償還。
- ※3 利子補給・信用保証料補助：保証料の返戻金に未納分のある場合、補助対象外。
- ※4 許認可等：**区向上**、**区店舗**、**区創業**は、取得することが確実と見こまれる場合を含む。
- ※5 中小企業者：要件は③ページを参照。
- ※6 信用保証：東京信用保証協会の保証を適用、ただし、取扱金融機関が債権保全に必要十分と認める場合、協会保証を利用しないことも可。
- ※7 連帯保証人：個人事業主は原則不要。法人は代表者保証あり。経営者保証ガイドライン適用時は代表者保証適用外とすることも可。
- ※8 物的担保：原則無担保、不動産関連融資などケースにより担保を求められる場合あり。

区小口

小口零細企業保証制度に該当すること。NPO法人（医業を主たる事業とする小規模NPO法人は除く）は、**区小口**を利用することができません。

区改善

借換対象は東京信用保証協会の保証付き融資であることが必要です（区・都のあつせん融資以外も可能）
借換対象に返済条件変更中の融資を1件以上含むことが必要です。

コロナ借換

詳しくは8ページを参照してください。

区向上

- ①②③④⑦については、原則として設備資金が対象です。
- ⑤⑥の場合、申込後、経営診断を行い事業化の可能性を検討します。また、1年以内に、経営指導を行います。

区創業

申込後、経営診断を行い、創業の可能性、創業後の経営状況を審査します。また、1年以内に、経営指導を行います。

区団体

中小企業団体事業資金：区内中小企業の団体の共同事業を対象とする。
詳細はホームページ参照

申請に必要な書類

	必要書類	証明書・用紙請求先等
法人・個人共通	① 江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書[黄色2枚組]	江戸川区中小企業相談室 又は あっせん融資取扱金融機関
	② 利子補給金申請等委任状[白色2枚組]	
	③ 信用保証料補助金交付申請書[青色2枚組]	
	④ 事業計画等を説明する書類(融資の種類による。以下参照) ○経営改善借換融資、(状況説明書及び経営改善計画書、借換同意書(他機関借換の場合)) ○コロナ借換資金融資(借換事業計画書・同意書(他機関借換の場合)) ○経営向上資金融資(事業計画書) ○創業支援資金融資(創業計画書) ○商店街店舗支援資金融資(店舗計画書) ○団体事業資金融資(共同事業計画書)	
	⑤ 資金用途や事業内容を確認する資料 見積書(写)・営業利益等の減少確認資料など	
法人	⑥ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)	法務局(下表参照)
	⑦ 印鑑証明書 2通 [再申込の場合 1通]	法人分:法務局
	⑧ 法人税納税証明書<その1>又は法人事業税納税証明書	税務署又は都税事務所(下表参照)
	⑨ 法人都民税納税証明書(又は法人市町村民税納税証明書)	都税事務所(又は市町村)
個人	⑩ 印鑑証明書 2通 [再申込の場合各1通]	区市町村
	⑪ 所得税納税証明書<その1>又は個人事業税納税証明書	税務署又は都税事務所
	⑫ 特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民は省略可	区市町村
NPO法人	⑬ 前事業年度の事業報告書等(写)(右欄参照) (原則として東京都の受付印のあるもの)	「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条に規定する以下の書類です。 ○事業報告書 ○計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録 ○役員名簿 ○社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

証明書の請求先一覧

請求先	住所	電話
東京法務局江戸川出張所	江戸川区中央1-16-2	(3654) 4156
江戸川北税務署	江戸川区平井1-16-11	(3683) 4281
江戸川南税務署	江戸川区清新町2-3-13	(5658) 9311
江戸川都税事務所	江戸川区中央4-24-19	(3654) 2151

申込方法

申請書類と該当する上表の資料及び返信用封筒(レターパック、又は角2以上のサイズ)

※送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付したものを区に郵送します。(金融機関代行可)

[送付先] 江戸川区中小企業相談室(〒132-8501 江戸川区中央1-4-1)

※法人都民税納税証明書の添付漏れのケースが多く見受けられます。都税事務所では法人事業税納税証明書と一緒にとることができますので、お忘れの無いようお願いします。

※上記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。詳しくは中小企業相談室にお問い合わせください。

あっせん融資取扱金融機関一覧

令和5年4月現在

金融機関名	電話	所在地	金融機関名	電話	所在地		
みずほ銀行	小松川支店	エンゲージメント オフィス (6631)9555	各支店へのご相談は エンゲージメント オフィスへ ご連絡ください。 千代田区神田錦町2-11	朝日信用金庫	小岩支店	(3671)5611	南小岩3-29-6 サウンド小岩ビル1F※1
	平井支店				(3698)2611	東瑞江3-62-31	
	市川支店				南篠崎支店の案件は、瑞江支店が取扱います。		
	西葛西支店				(3680)1551	西葛西4-1-10	
	小岩支店				(5696)5811	東葛西6-31-7	
三菱UFJ銀行	小岩支店	(3658)2151	西小岩1-23-14	興産信用金庫	江戸川支店	(3653)5411	西一之江3-1-17
	新小岩支店	(3658)6982			みずえ支店	(3676)0511	瑞江2-47-6
	亀戸支店	(3634)2491	墨田区江東橋4-11-1	東京シティ信用金庫	新小岩支店	(3697)6181	葛飾区東新小岩5-16-13
	小松川支店	(3652)7131	松江1-1-1		京成小岩支店	(3673)3151	北小岩6-6-9
	船堀・船堀駅前支店	(5605)7831	船堀2-23-18		亀戸支店	(3683)2161	江東区亀戸5-14-2
	瑞江支店	(5605)8220			江戸川支店	(3652)6166	中央1-2-6
	葛西支店	(3686)3211	西葛西6-15-1		鎌田支店	(3678)7611	瑞江4-23-3
西葛西支店	(3680)2101	東小岩支店		(3657)1121	東小岩6-18-18		
三井住友銀行	新小岩支店	(3654)2111	葛飾区新小岩1-48-18	東京東信用金庫	北小岩支店	(3657)4106	北小岩2-8-21
	亀戸支店	(3683)4411	江東区亀戸5-2-15		西小岩支店	(3650)0111	
	西葛西支店	(3675)1611	西葛西6-13-7		鹿骨支店	(3676)4001	鹿骨1-54-1
	葛西支店	葛西支店の案件は、西葛西支店が取扱います。			篠崎支店	(3670)4101	篠崎町4-1-18
	小岩支店	(3657)1111	南小岩7-23-10		新小岩支店	(3655)2661	本一色1-13-7
	江戸川支店	047(333)3701	市川市八幡2-16-7		葛西駅前支店	(3689)3531	中葛西5-20-16
りそな銀行	江戸川南支店	(3654)3211	一之江6-19-8	東栄信用金庫	二之江支店	(3687)1261	西瑞江5-10
	小岩支店	(3657)1131	南小岩6-31-10		船堀支店	(3686)5711	船堀3-13-13
	西葛西支店	(3686)7511	西葛西5-5-1		本店	本	(3653)3111
群馬銀行	葛西支店	(3686)3033	西葛西5-2-3 NEXTAGE西葛西4階	江戸川支店		(3652)4821	一之江7-29-7
	小岩支店	(5662)9481	葛飾区新小岩1-53-10 朝日生命新小岩ビル2階	葛西支店		(3680)3521	東葛西5-45-3
千葉銀行	みずえ支店	(3698)8561	南篠崎町2-10-7	篠崎支店		(3678)2111	篠崎町1-30-52
	篠崎支店	(5243)1501	篠崎町7-27-23	新堀支店		(3677)4911	新堀2-16-16
	葛西支店	(5675)4021	中葛西5-34-13	本一色支店	(5662)2111	本一色3-24-16	
千葉興業銀行	西葛西支店	(6808)6416	西葛西6-10-6 第二甲兼ビル5階	小松川信用金庫	本店	(3617)1201	平井6-23-23
きらぼし銀行	小岩支店	(5654)9361	葛飾区西新小岩4-39-17		平井支店	(3683)0581	平井4-8-1
	新小岩支店	(3694)5561			菅原橋支店	(3652)3136	松本1-25-16
阿波銀行	葛西支店	(3675)3211	中葛西3-37-16 第二男ネ長ビル3階		奥戸支店	(3696)0351	葛飾区奥戸2-41-17
東和銀行	船堀支店	船堀支店の案件は、葛西支店が取扱います。			中平井支店	(3611)6011	平井6-51-18
東日本銀行	江戸川支店	(5662)4060	一之江8-10-4 グランヴェールK2階	鹿骨支店	(3698)1711	鹿骨3-16-1	
	葛西支店	(3680)3311	東葛西2-25-16	篠崎支店	(3676)5941	篠崎町6-15-21	
東京ベイ信用金庫	小松川・平井支店	(3682)6661	平井4-11-4	城北信用金庫	深川支店	(3641)7151	江東区門前仲町1-13-9
	新小岩支店	(3691)8401	葛飾区西新小岩4-42-17	江東信用組合	江戸川支店	(3654)8101	東小松川4-53-10
朝日信用金庫	瑞江・江戸川支店	(3678)6311	瑞江2-5-11	青和信用組合	京成小岩支店	(3650)5111	北小岩6-12-6
	船堀支店	(3680)3551	船堀3-7-5		細田支店	(3672)6161	葛飾区細田4-23-19
朝日信用金庫	西葛西支店	(3675)2211	西葛西6-10-11	新柴又駅前支店	(5693)8111	葛飾区柴又5-1-6	
	中央支店	(3652)1231	松江3-15-9	中ノ郷信用組合	南小岩支店	(3673)3711	南小岩4-3-12
	一之江駅支店	一之江駅支店の案件は、中央支店が取扱います。		大東京信用組合	新小岩支店	(3691)9536	葛飾区東新小岩5-2-6
	三角支店	(3689)0531	船堀7-17-27	第一勧業信用組合	篠崎支店	(3678)6991	篠崎町7-21-12
	江東支店	(3682)4111	小松川3-11-1-101				
	新小岩支店	(3653)5551	松島3-43-15				
	ししばね支店	(3670)4191	鹿骨3-3-9				
	篠崎駅支店	篠崎駅支店の案件は、ししばね支店が取扱います。					

※1 仮店舗(令和6年春(予定)まで)

新型コロナウイルス感染症 支援策のご案内

区内中小企業の皆様への新型コロナウイルス感染症の資金支援策等についてご案内いたします。

コロナ借換資金融資

コロナ借換

資金用途	融資限度額※	融資期間	据置期間	年利率	利子補給	信用保証料
運転資金 (借換)	既存債務額の120% ただし上限2,600万 円まで	10年以内	2年以内	金融機関 所定の利率	約定利率の1/2 最大1.0%まで	(追加補助なし) 借換により繰上償還 した融資の保証協会 払戻金は返還免除

申込受付期間

令和4年4月1日～令和6年3月29日

融資対象者

- ①直近6ヶ月又は1年間の営業利益+減価償却費（以下「営業利益等」とする）がコロナ前の期と比べ20%以上減少している事業者。
- ②①の減少率が算出できない場合（感染拡大前から営業利益等がマイナスの場合）は、以下a、bの要件を共に満たしていること。
 - a. 感染拡大前より営業利益等の負（マイナス）の値が増加していること。
 - b. 売上高が感染拡大前の期と比較し20%以上減少していること。
- ③認定支援機関の支援を受け、「経営改善計画」を策定していること。

資金用途（借換対象融資）

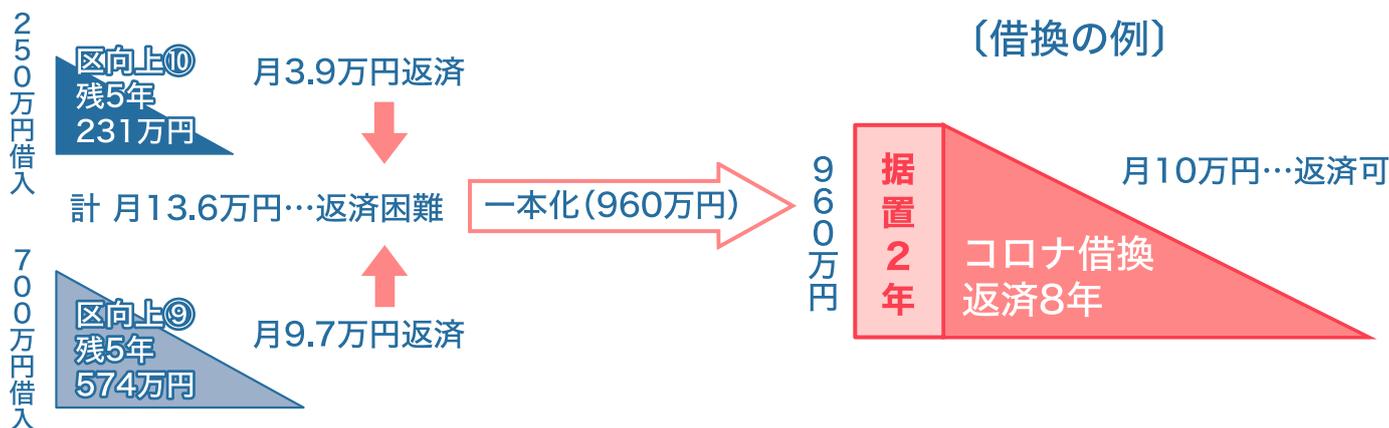
経営改善計画に即した既存債務の借換え及びそれに要する諸費用などの運転資金

借換対象＝区のある融資の全制度、なお、**（ウイルス緊急対策融資）**、**（ウイルス物価対策融資）**、**（固定費支援融資）**

若しくは**（区創業）**（令和2年1月以降幹旋分）を1件以上含むこと。

※当該融資の金融機関以外の他の金融機関への借換え可

（借換の例）



コロナ回復リスケジュール支援制度

区内中小企業が収益が回復するまでの間、債務負担を軽減のため、返済条件の変更（リスケジュール）を支援する制度。

※リスケジュール支援は各融資1回のみ

受付期間 令和3年4月1日～令和6年3月29日

対象事業者 区の新型コロナウイルス緊急対策融資を利用し、返済条件の変更（リスケジュール）を行った区内中小事業者

対象融資 **（ウイルス緊急対策融資）**、**（ウイルス物価対策融資）**、**（固定費支援融資）**

支援内容 リスケジュールに伴う以下の費用を助成

(1)信用保証料追加負担分の全額 (2)利子の増加分のうち1.5%相当分

※申請の際は各金融機関へご相談ください。

セーフティネット保証と認定

経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条5項）

取引先等の倒産や災害、取引金融機関の破綻、全国的な景況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者（特定中小企業者）について、中小企業庁の指定に則し、区長が認定を行います。

認定を受けることにより、信用保証協会に通常の保証枠（無担保保証8,000万円以内）に加えて別枠の経営安定関連保証【セーフティネット保証】（無担保保証8,000万円以内）の申込みが可能となります。

主な認定の種類

- 1号：連鎖倒産防止（指定倒産事業者に対する売掛金債権等により資金繰りに支障が生じている場合）
 - 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している場合）
 - 4号：突発的災害（突発的災害の発生に起因して売上高等が減少している場合）
 - 5号：業況の悪化している業種（指定不況業種で売上高の減少等経営内容が悪化している場合）
 - 6号：取引金融機関の破綻（破綻金融機関との取引のため、借入の減少等が生じている場合）
- 認定各号の指定業種、倒産事業者等は中小企業庁のホームページで最新の情報を確認してください。

セーフティネット保証制度 [検索](#)

各種認定の申請手続きについて

申請書：各種認定所定の申請書2通

提出書類：履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、印鑑証明書
認定各号の要件に該当することを証する資料

（4号・5号の場合 売上高の減少を確認する資料＝試算表、請求書写、決算書等）

申請方法：申請書類と該当する上表の資料及び返信用封筒（レターパック、又は角2以上のサイズ）
※送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付したものを区に郵送します。（金融機関代行可）

[送付先] 江戸川区中小企業相談室（〒132-8501 江戸川区中央1-4-1）

相談窓口：中小企業相談室（区役所東棟1階）

※個別の認定要件、必要書類については、中小企業相談室にご相談ください。

申請書は中小企業相談室で配布しているほか、区のホームページからダウンロードできます。

江戸川区 認定制度 [検索](#)

先端設備等導入計画の認定

江戸川区では区内中小企業の生産性の向上を促進するため、「中小企業等経営強化法」（令和3年6月16日施行）に基づく導入促進基本計画を策定しました。

区内中小企業者による生産性の高い先端設備等の導入を支援するため、中小企業等経営強化法第52条に基づく「先端設備等導入計画」の認定を行っています。

認定による支援

- ①先端設備等導入計画に伴い導入する一定の要件を満たした新規設備等に係る固定資産税（償却資産）の課税標準が減額になります。
- ②先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は、計画の実行にあたり民間の金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、別枠保証が利用できます。別枠保証の詳細は東京信用保証協会にお問い合わせください。
※計画書の様式や申請方法については区のHPをご覧ください。

江戸川区先端設備導入計画 [検索](#)

ものづくり・経営

融資相談・セーフティネット認定 ☎ 03-5662-2095～7
月～金曜日 9:30～17:00

運転資金や設備資金等の事業資金全般の金融相談を行います。
また、「経営安定関連保証(セーフティネット保証)」等に伴う、各種認定申請の受付、交付も行います。

ものづくり相談 ☎ 03-5662-2140
月～金曜日 9:30～17:00
(12:00～13:00除く)
中小企業相談室のHPでも受け付けています。

あなたの会社のものづくりをお手伝いします。皆様の開発・改善について、必要に応じて「(公財)東京都中小企業振興公社(振興公社)や「(地独)東京都立産業技術研究センター(都産技研)」と連携し、課題解決のお手伝いをします。

こんな相談を受けています。

- 国・都・区などの補助金・助成金の紹介
- デジタル化を進めるための支援策の紹介
- 東京都職業能力開発センターを活用した人材育成、人材採用の紹介
- 製造業の技術の課題や問題について

受発注あっせん相談 ☎ 03-5662-2140
月～金曜日 9:30～17:00
(12:00～13:00除く)

取引の拡大、仕事量の確保のため、発注先・受注先を探している企業に対して、適切な取引先を紹介・あっせんします。あっせんの対象は製造業の方です。
また、区や振興公社が開催する取引先拡大の商談会・展示会も案内しています。

最近の発注相談の例

- 新規製品製造に必要な金型製作と成形ができる外注先の紹介
 - 機械部品の旋盤加工や溶接ができる外注先の紹介
- 多くのみなさんが受注を希望されています。発注相談をお待ちしています。

江戸川区の企業・お店が満載のデータベース

えどがわ産業ナビ

☑ 簡単登録!

☑ 情報満載!

☑ 利用料無料!



「えどがわ産業ナビ」は、インターネットで区内事業者(会社・店舗等)の情報を紹介するWebサイトです。facebook(フェイスブック)連携やPR動画掲載など、事業内容やセールスポイントを幅広く発信することができます。受注拡大や新規顧客開拓に是非ご活用ください!!



● PCサイトはこちら

融資の相談窓口



特別経営相談

☎ 03-5662-0538
月・水・金曜日 9:30~17:00
(12:00~13:00除く)
予約の方を優先します。事前に電話での予約をお勧めします。

事業経営上の様々な課題について、中小企業診断士がアドバイスします。
(例: 販売促進、店舗改装、創業、廃業、取引上のトラブル、転換・多角化、財務相談など)

【例えば】…

- ☆ 区内で事業を始めようと計画しているが開業までの手続きは？
 - ☆ 売上も伸びず跡取りもないので廃業を検討している。
 - ☆ 取引上のトラブルを抱えているが、対応策はあるか？
- など

経験豊かな専門家が
皆様をサポートします。



専門家相談

☎ 03-5662-0538
(随時受付)
中小企業相談室のHPでも申込みできます。

中小企業診断士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士ら専門家による無料相談を実施しています。経営上の様々な問題に対して、継続して相談に応じます。

企業カルテ・解決プログラム策定支援

☎ 03-5662-0538
(随時受付)

後継者の育成や人材不足、老朽設備の更新など、今後も事業を続けていくにあたっての課題を整理し現状を把握するために中小企業診断士を派遣し「企業カルテ」の策定を支援します。

《支援対象の事業者》 以下の①~③の要件を満たす区内の事業者を対象とします。

- ① 中小企業者等の代表者の年齢が60歳以上であること。
- ② 事業の業歴が10年以上あること。
- ③ 常勤の従業員の数が5人以上であること。

※一部要件を満たさない場合でも、事業承継等の支援の必要性を考慮して可否を決定します。

起業家支援アドバイザー派遣

☎ 03-5662-0538
(随時受付)
中小企業相談室のHPでも申込みできます。

区内で創業や新規開業に向けて準備を進めている方を対象に、起業についての様々な疑問や課題について相談できるアドバイザーを派遣します。

江戸川区以外の支援相談窓口

融資相談窓口	所在地	電話
日本政策金融公庫 江東支店（旧国民生活金融公庫の融資） 東京支店（旧中小企業金融公庫の融資）	墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル 千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	(3631) 8175 (3270) 6801
東京信用保証協会 錦糸町支店	墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階	(5608) 2011
東京商工会議所 江戸川支部	江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階	(5674) 2911
東京都中小企業振興公社 ワンストップ総合相談窓口	千代田区神田佐久間町1-9 東京産業労働局秋葉原庁舎5階	(3251) 7881
東京都立産業技術研究センター 総合支援窓口	江東区青海2-4-10	(5530) 2140



暮らしに関する相談窓口

経営の問題以外にも、悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。一人で悩まずに、ちょっと話してみませんか？

生活が苦しい

《くらしごと相談室》

中央 TEL：03-5662-0085 / 小岩 TEL：03-5876-7730 / 葛西 TEL：03-5659-6626
月～金／8：30～17：00（新規相談受付 16：00まで） ※年末年始・祝休日は休み

法律全般に関する悩み

《弁護士による法律相談（グリーンパレス）》

TEL：03-5662-7684 第1～第4火・金／9：30～16：00 ※年末年始・祝休日は休み
予約制（相談希望日の前週の水曜日から電話予約。9：00～17：00）

《法テラスサポートダイヤル》

TEL：0570-078374 月～金／9：00～21：00 土／9：00～17：00 ※年末年始・祝休日は休み

こころが疲れた時

《よりそいホットライン》どんな悩みにもよりそいます。

TEL：0120-279-338（365日、24H 電話可能）

《こころといのちのほっとライン》

TEL：0570-087478 12：00～翌朝 5：30（年中無休）

